

第三十九回国参議院地方行政委員会會議録第二号

(三)

昭和三十六年十月三日(火曜日)
午前十時二十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 増原 恵吉君
理事 小林 武治君
鍋島 直紹君
秋山 長造君

委員

小柳 牧衛君
西郷吉之助君
館 哲二君
津島 壽一君
西田 信一君
山本 利壽君
湯澤三千男君
占部 秀男君
小笠原三男君
加瀬 完君
松永 忠二君
中尾 辰義君
杉山 昌作君

政府委員

建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
自治省行政官 大上 司君
自治省行政局長 藤井 貞夫君
自治省財政局長 奥野 誠亮君
事務局側 常任委員 福永亨一郎君
会専門員

説明員

大蔵省主計 高柳 忠夫君
局主計官 松浦 功君
自治省行政局 公務員課長

自治省財政 松島 五郎君
局財政課長

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠互選の件
○地方行政の改革に関する調査
(地方公務員の定数外職員等に関する件)

○委員長(増原恵吉君) ただいまから
委員会を開会いたします。

理事の辞任許可及び補欠互選の件についてお諮りをいたします。
鈴木君から、都合により理事を辞任したい旨の届出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

つきましては、その補欠互選を行なうたいと存じますが、互選の方法は、正規の手続を省略して、便宜その指名を委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(増原恵吉君) 御異議ないと認めます。それでは秋山君を理事に指名いたします。

○委員長(増原恵吉君) 次に、地方行政の改革に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。
○占部秀男君 どうもきょう私一人で

申しわけありませんが、よろしくお願ひいたします。

三つの点でひとつお伺いしたいのですが、最初に簡単にお伺いしておきますけれども、それは今度の集中豪雨や、第何号といいますが、例の台風です。台風で、まあ相当の被害が出ているわけですが、特に、私もずっと各地を見て回りましたが、個人災害が今度是非常に多いわけです。個人災害が多いために、これは一般的な問題としては、あとで災害関係の問題として問題になりますが、県市町村の職員の被害というものが相当出ているようにあちこちで私見してきました。その点、今、自治省のほうで調べられているところは、ございせんか、被害件数その他……

○政府委員(藤井貞夫君) 共済組合の運営に関連いたしまして目下調査をいたしておりますが、集計はできておりませんので、御報告をいたす段階にはなっておりません。

○占部秀男君 そこで、相当ひどいのがたくさんあるのですが、特に私の調査ですと、大阪、和歌山、滋賀、新潟、岐阜、三重、長野、福井、富山、石川、秋田、青森、鹿角、宮崎、四国四県の一部、相当広範囲に職員はやられておるようです。これは、自治省のほうの調査とどこまで御一緒になるかわかりませんが、そこで、この問題については、例の市町村共済組合法の市町村共済の關係で災害の高額見舞の問題がありましたね。あれを

やはり今度は適用してもらえんと思うのですけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 国家公務員の取り扱い等につきましても、ならみ合わせて考えて参らなければならぬと思ひますが、私の現在の気持としては、これは、当然付加給付の運用ということでは、考えていくべき事態ではないか、かように考えております。

○占部秀男君 そこで、そういう点はひとつ早目に決定し方針を流していただくと、地方では非常に理事者もやりづらい、職員もはげみがつくわけですから、その点をお願いしたいと思ひます。

なお、この問題に関連をして、実は昨年、局長にいろいろ御無理を願って法律の根本的な改正という形で市町村共済の問題をやったのですが、最近、私、岩手へ行ってみますと、チリ津波のときのやつで、市町村関係は市町村共済で前払いをしたので、今言った付加給付の点をやっておるのですが、県の職員の分についてはやってないというので、これはどういうわけだろうというので、当然県の職員もやるべきではないか。あのときは国家公務員はほとんど被害を受けてないのですけれども、県、市町村はみんな被害を受けておるわけです。職員は、国家公務員の人たちはあまりなかったのです、チリ津波のときは、県、市町村は当該職員なものですから被害が出ておる。そういうことはおかしいということでは

帰ってきたのですが、その点どうなっておりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) チリ津波の場合は、御指摘のように市町村関係の職員には被害がかなりあったわけですが、これに對しまして、国はまずほとんどなかった。県も数はごく少ないわけでありまして。そういうような点で、現在御承知のように、県職員については、国家公務員共済の線に沿って運用いたしておるものでございまして、その点は、一般的な方針としては、国家公務員については特例をやらないうことになったのであります。ただ、その後の実態で、今御指摘にありましたような、全く同じような状態にあったかどうかということとは、実は私も聞いておりません。それほど深刻な事例があったかどうかということは聞いておりません。もし何か具体的にそういうものがあるございましたら私のほうも調査いたしますけれども、お教えいただきたいと思います。

○占部秀男君 それではさう私のほうも調査をして、具体的に局長のほうへひとつ持参いたしますからお願いをしたいと思います。

それからなお、この問題について、今度は高額付加給付の問題以外に、実は今の集中豪雨や、今度の台風でやられた職員は、家がやられておりながら、その家は捨てておいて、そして災害復旧の問題や災害救助の問題に挺進しておるわけですね。そこでいつも

問題として、この前の伊勢湾台風のときにもそういう問題が一部あって、自治省の特に藤井局長には非常なお骨折りをいただいたんですが、超勤であるとか、あるいは特別手当ですね、こういう問題が相当今後も起こってくると思うのです。やはり職員は自分の責任からして、働くことは働いて、災害復旧には当面まず救助の問題をやらなければならぬ、そういう中で自治省のほうとして超勤その他特別手当の支払い方の問題については、やはり職員も自分の犠牲を顧みず今やっておる状態なんですから、したがって、この点については、この前と同じように、ひとつ十分とまではいかないでしょうけれども、ともかく、超勤あるいは手当が全然なくなってしまうとか、金がないから払えないんだとか、こういうことがないようにひとつ指導というか、通澤その他をお取り計らいを願いたいと、かように思うのですが、その点いかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) その点は、趣旨はごもっともでございますして、前に災害がございました場合にも、そういう趣旨を会合その他の席上でも徹底をはかったわけです。今回の場合もその点は全く同様でございますして、災害が起こった金がないから払えない、そういうような事態が起こらないようにいたしたいと思えます。

○占部秀男君 特にですね、この同じ
 県市町村でも交付団体の場合は、やはりこ
 ういう超勤、人件費の一部の問題について、
 財政措置にからんである程度処理できるの
 ですが、不交付団体の場合は、特に交付、
 不交付のぎりぎりの団体があるわけす
 ね。そういう

団体でこの種の風水害に伴う人件費の問題で相当問題が起こるのですが、そういうところはひとつ実態をやはり調査してもらって、今、局長が言われたように、そういうことが起こらないような措置を講じていきたいという、そういう気持で、たとえば、どうしても金の足りないときは、特交を出すとかかなんとかという形で処理してもらいう、こういうようなことはできませんか。

○政府委員(藤井貞夫君) この点は交付、不交付にかかわりませず、私たちがいたしましては、やはり人事管理なり給与制度自体の運営の問題として、この適正をはかっていかなければならぬというふうに考えておるわけであります。その気になりますれば特交とか何とかというような、いわばそういう

う大げさなことでなくてもやれること
であります。いわば、運営の心がまえ
というような点に基本があるんじゃない
かと思っておりますので、そういう
ような態度でいくようにその点は交
付、不交付にかかわらず考えていき
たいと思います。

○占部秀男君 行政指導をしていきま
すね。

○政府委員(藤井貞夫君) 之之。

○占部秀男君 風水害の問題はひとつこれで終わるとして、次に、臨時職員の扱い方の問題点についてお願いをし

たいと思いますが、御存じのように前国会の会期末、国家行政組織定数法の問題ですが、あれからんで国のはらうで臨時職員の切りかえを行なう。そこで、自治省のほうでも、六月の十一日付ですか、次官通牒で定数外職員の定数化についてという通知を各県市町

村に出されて、この問題にかかったわけですが、第一にお伺いをいたしたいんでありますけれども、それはこの三十六年度の地方財政計画に計算した人員、これは三万二千九百二十六人でありますが、これはたしか昭和三十年の実態調査の當時を基礎として、そしてこれは財政措置をされておる、また、地財計画上の切りかえの人数は出ておる、かように思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) そのとおりであります。

○占部秀男君　そこでですね、この七月十一日に発した次官通牒によると、この切りかえの定数のワクというものは、それを基礎にしてやっておるんでありますかどうか、その点を。

○政府委員(藤井貞夫君) その点は、いわゆる財政計画上の問題と、それから一般に定数外職員の問題について行政上の指導面、この点はやはり一応区別して考えていかなければならぬのではないかというふうに思っております。実は御承知だと思いますが、臨時職員の問題が相当やかましくなつて参つて、これに対して何らかの措

置を講じなきやならぬということは、
相前から論議の中心になってきたわ
けでございます。これに對しまして、
実は国の措置が講ぜられます以前、た

しが一十一年だったと思いますが、三十一年に、私どものほうから臨職の取り扱いについて、基本的な原則を三つ、実は示したのであります。その一つは、やはり実態が常勤職員と同じようなものの、そういうものについてはやはり定数化の措置を講じていくべきだと

いうことが一つ、それから戦時職員といふものにつきましては、定数化が直ちに困難であるといふものにつきまして、その実態が常勤職員と同じようなものにつきましては、待遇についてできるだけの措置を講じていくべきだということ、第三といたしましては、臨時職員問題というのは、やはり地方としましてはどうしてもやむを得ず生ずるものかもしれないけれども、いつまでもやはり野放図に臨職をかかえていくと

いうようなことになっては、将来の人事管理上にも困る、財政問題にも影響してくるということから、安易な臨時職員の再雇用というものを防止するという建前を基本とすべきであるということでした。したがって、実態をよく見きわめまして、あまり放恣に再雇用等をやることは差し控えてもらいたい、こういう三つの原則を示したのであります。

これに基づきまして、徐々に地方におきまして、定数化その他の、臨戦についての取り扱いの適正をはかる措置が講じられてきつたわけでございます。そこで国の方でも、そのことが問題として取り上げられて、毎年少しずつでございましたけれども、定数化の繰り入れ措置というものが講

ぜられてきたのであります。国でもってそういう一般方針がとられたもので、地方におきましても、それに即応して、財政計画上也措置をするという

ことにされたのであります。

で、財政計画上の建前としては、先刻申されましたような時点に立つて、それから国の方針に沿って漸減をしていく措置、それに合わせて措置を講じてきておるわけであります。したがって、財政計画の立場から見ました

ものと、それから現実の臨時職員の実態というものは、ある程度これはちぐはぐな面が出ておりますが、なるべく財政計画上もそれは一致したものであることが望ましいということでは言えますけれども、やはり臨時自身が漸減の方針で、なるべく減らしていききたいという方針でござりますので、その点若干のちぐはぐが出ておることは、私はやむを得ないと思っておるのであります。

それはそれといたしまして、やはり人事管理の面から申しまして、さきに出しました三十一年以来の私たちの一貫した方針といたしましては、これの取り扱いというものはつきりとして筋を正していくという方向で毎年指導をしてきておるわけであります。それについては、今後とも相変わらず努力をいたしまして、ひとつこの点についての適正な措置をつけて結果をつけるような方向で努力をしたい、かように考えておる次第であります。

○占部秀男君 実はこの問題は、局長も御存じのように、私が組合の委員長時代からずっと局長にお願いした問題であって、その経過は私たちもよくわかっておるわけです。ただ問題は、財政計画上の問題と行政指導上の問題との間にズレがあるわけで、結局は財政計画上、昭和三十年に確定した数と、現実の堺市町村の中における臨時職員

の残された数との間にズレがある、こういう具体的な形になるわけでありますが、この問題については、なぜ国のほうと違って地方のほうは、一たん確定した数以外にあとから臨時職員がふえてきたか、この問題点についてその分析に入ってもらわねと、この臨時職

員の問題は根本的に解決しないのじゃないか、かように私は考えるわけですね。なぜこれができたかということ、は、国の仕事、事務、事業のあり方と、それから具体的な現場関係を多く持つところの県市町村の事務、事業のあり方との間に必ずしも一致しない面がある。そういう現実の人が要するというような仕事が多く県市町村の場ではなされておる。それからその後の国からの委任事務——国民年金の問題とか、いろいろ問題がありますけれども、委任事務がふえておる。こういうような中からやむを得ず、安易な気持ちでなく、臨時職員を一人は清算したような形で本省に繰り上げて、あとでまたどうも雇わざるを得ない、これが県市町村の今日の実態ではないかと私は思うのです。例の赤字再建問題以来、相当人件費の問題については、知事、市町村長等も真剣に神経質になっておりまして、これは無理に余分な人を雇おうなどということは、今日の県市町村の実態では、率直に言って考えられない条件下にあるわけです。そこで、この問題を根本的に解決してもらうには、やはり財政計画上の問題は問題として、行政指導であとのズレをどうするかという問題についても、やはりある程度財政措置を含めて問題の解決をしてもらわなければ、実際問題としては解決ができないと私は思うのですけれども、その点、局長のお考えはどうでございますか。

○政府委員(藤井貞夫君) この臨時職の問題を考えますに際しまして、今お話をいたしましたような点も十分考慮に入れていかなければならぬと思うのであります。ただ、この前から続いて参っております臨時職の定数繰り入れの問題につきましては、財政措置としては御承知のような点で進んで参っておりまして、本年度につきましては、臨時職の問題は、財政計画上は一応終了するというような建前に立って参るのであります。しかしこの問題は、それでもって全般的に解決するかという点、そういうものではないと存じます。で、今後現実に残って参りますその問題のどうするかということにつきましては、私といたしましては、むしろこのままでもういいのだというようにすることは考えておられます。その場合には、やはりこれもなかなかむずかしいことではありますけれども、各県、各市町村についての一応の何か適正な定員、いわゆる常勤職員の適正な定員というもののあり方につきまして検討を行なう時期に実は来ているのじゃないか、それでもってがんじがらめに地方団体の自主性をなくして縛ってしまう、そういうことは私はやるべきことでもなく、やれることでもないと思っておりますけれども、しかし、一応のあるべき定数というものを考えていく時期に参っているのではないかと、いうことを実は考えているのであります。そのことに関連をして私たちが考えなければならぬことは、今、お話にも出ておりました数年来の地方財政の逼迫というようなことからいまして、財政の非常に大きな比重を占めます人件費については、地方団体がいろいろたいへんな関心を払い、いろいろ苦勞をしてきたのであります。そういうような点から、条例でもってきめておられます定数自体が、あまり実態はふえておられません。これは国の

方針でどうしてもはつきりとふやさないければならぬという点、国庫補助職員の問題とか、あるいは今度政府の施策としてやっております臨時職の定数繰り入れとか、そういうことに関連しては、むしろ定数は減っております。あるいは義務教育職員等については、これは明白でございますから、そういうものは引いておりますけれども、一般の職員につきましては、国の方針がきまり、あるいは事務、事業がふえたからといって、それに見合うものが必ずしも定数としてはあがられておらないという事情が実はあるわけでございます。なお、国庫補助職員その他、あるいは国の事務が新しく増しまして、それによって地方団体が新しく事務をやっております際に、おきまして、必ずしも直ちにそれを正規職員として採用するのじゃなくて、臨時職員という形で採用していくという点も、あるわけではあります。そういうことでもって臨時職員の数を減らして、おきかかわらず、あまり顕著な減少が見えないという点の実態も現われてきておるのじゃないかというふうには、実は考えているのであります。そういう点を含めまして、さらにやはり検討は続けていかなければならぬのではないかと存じます。なかなか補助職員等につきましては、これはいろいろ根本的に制度として考えなければならぬ問題もあるわけでありまして、これらの点もあわせてさらに検討を続けて参りたいと考えております。

○占部秀男君 そこで、前国会の三月二十四日の衆議院の地方行政委員会での問題が出たときに、たしか局長だと思いましたが、実際各自自治体が繰り入れをする場合には、現実に入れるものを基礎に入れて繰り入れをするという点の措置をしておきたい、措置したい、現実的に処理をしたいのだと、こういう御答弁をされておることも速記録にあるわけなんです。そういう点ではやはり、局長が言われたような点に関連をして、そういうふうにお考えになっておると、こういうふうにご承知してよろしいでしょうか。

○政府委員(藤井貞夫君) そのように承知していただいております。その点については、御指摘のような事実が団体によってはあるいはあるかもしれないと思っております。しかし、そういうことは地方財政計画上の数字の上に現われて参っていないわけではあります。若干食い違いが出て参っているとは思いますが、そういう点もあろうかと思っております。

○占部秀男君 そこで、今言われた実態調査の問題に入りますが、その前に一言奥野財政局長にお尋ねをしておきたいのですが、どうも、これはうわさかもしれないんですが、この臨時職員の問題については、定数化に關連して、地方のほうは、一たん地方財政計画に確定した数よりもふえておると、これはどうも地方のほうで何か放恣にこれをふやしておるような考え方を、これを——これは大蔵省の考え方かもしれないが、大蔵省も来ていたらあわせてお聞きしたいのですが、ただいま局長が言われたような現実面で事務、事業をやっていくために、国のほうとは違つて、やむを得ず臨時職員がふえておると、こういう実態を無視して、この問題を何か機械的に解決すべきだ、いわば財政的な見地からだけこの臨時職員の問題を取り扱うべきだとい

うような方向をとっておるやに私は聞いておるのですが、そういう点は財政局長はどうでありますか。また、大蔵省の高柳主計官のほうにもお聞きをいたしたいと思っております。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財政計画を策定していきまします。については、三十三年現在の一応自治庁で調査いたしました臨時職員の定数を押えまして、その後の方針に準じて定数繰り入れを行なつて参っているわけでございます。御指摘のような事実が団体によってはあるいはあるかもしれないと思つてはおりますが、しかし、そういうことは地方財政計画上の数字の上に現われて参っていないわけではあります。若干食い違いが出て参っているとは思いますが、そういう点もあろうかと思っております。

○政府委員(高柳忠夫君) 御指摘のように特に財政面から臨時職員の現実の姿をゆがめて見ていくというふうな考えは持っておりません。むしろ、三十六年度の定数繰り入れの場合におきまして、現実把握できる財政計画上の数字を基礎といたしまして、そのうち特に行政費関係の支弁にかかわる非常勤職員につきましては、国の施策と呼応いたしまして、国の職員の場合同様に定数化の繰り入れを行ないました。ただ、御指摘のように地方職員の場合には、国の非常勤職員の場合とちよつと性質が異なり、補助職員、公共事業費等の事務費ないしは物件費で支弁されるところの補助職員の実態がなかなか支弁の形態からいってつかみにくいというふうな事情もございまして、約三割のまだ未定数化の分野におきまして

入れる場合には、現実に入れるものを基礎に入れて繰り入れをするという点の措置をしておきたい、措置したい、現実的に処理をしたいのだと、こういう御答弁をされておることも速記録にあるわけなんです。そういう点ではやはり、局長が言われたような点に関連をして、そういうふうにお考えになっておると、こういうふうにご承知してよろしいでしょうか。

○政府委員(藤井貞夫君) そのように承知していただいております。その点については、御指摘のような事実が団体によってはあるいはあるかもしれないと思っております。しかし、そういうことは地方財政計画上の数字の上に現われて参っていないわけではあります。若干食い違いが出て参っているとは思いますが、そういう点もあろうかと思っております。

は、国の場合と若干色合いが異なるんじゃないか、この点については三十七年度以降もなお検討の余地があると、こういう含みで考えております。

○占部秀男君 あわせてもう一度だけだめ押しにお尋ねいたします。今、藤井局長の御答弁の中で、定数のきめ方自体にはやはり無理があり、問題があるのだ、こういう点がある程度考えられるという点は、私もそのとおりだと思ふのです。これは、やはり必要な人間を定数的に縛ることによって、その縛った姿を仕事の進展に合わせないで機械的にやっておるといふところに私は一番大きな問題があると思ふのですが、かりに今度の、今までの三十年に調査した臨時職員のはうの問題以外に、今、藤井局長が言われたごとく、行政指導の上から、これからやろうとするそういった問題についても、これはどうしても、その行政指導の範囲内における臨時職員をやはり本職員に切りかえる必要があるのだ、こういうことにはつきりなつた場合には、やはり財政面の上からそれを制約するようなことは私はないと、かように思ふのですが、そういう点をひとつ局長並びに主計官にはつきりとお伺いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方財政計画を作るにあたりましては、ただ將來、地方団体が職員を増加したらそれに追っかけて財政計画を改めていくのだといふこともいかなるものだと、こゝろ思ふのであります。本来置かれるべき職員数を的確に把握して地方財政計画に盛り込むというようなことは、こ

れは不穩當でございまして、ただ人数がふえた、ふえたについてそのまま追っかけていくといふようなことを避けていきたい。しかし、地方団体が必要とする員数が地方財政計画十分でなくて、そのことが結局臨時職員といふような形で採用に追いついていくといふようなことがありますれば、これは財政計画策定においてやはり改めていかなければならないところではなからうかと、かように考えております。

○占部秀男君 今の局長のお話で、私は何も地方団体が百人出したら百人入れろといふようなそういう不見識なことを言っておるのではなくて、局長が今行政指導の中で、実態的には、臨時職員を定数化すべき実態は問題があるのだ、そういう問題のときにいふことを限定して話しておるのであつて、その点はつきり財政的に制約するわけではないだらうと思ふのです。その点はいかがでしようか。

○政府委員(奥野誠亮君) それはそのとおりであります。

○占部秀男君 じゃ、主計官にお伺いいたします。

○説明員(高柳忠夫君) 財政局長のお答えと格段の差はございません。

○占部秀男君 大蔵省はそのとおりやっていただけですか。

○説明員(高柳忠夫君) そのとおり考えております。

○占部秀男君 そこで、藤井局長にお願いをいたしますが、だいたい問題が明確になつてきて非常にありがたいと思ふのですが、八月一日までに自治省で集めるその各県市町村の臨時職員の実

態というものはまだでき上がっておりません。

○政府委員(藤井貞夫君) 県の段階は集まつております。市町村の段階は現在取りまとめ中でございます。県の段階につきましても、出て参りましたものについて調査の段階でいろいろ注意はいたしましたけれども、やはりなお、臨時職員の実態がそういうものかもしれませんけれども、非常にちぐはぐでありまして、事務の性質上当然臨時なものであつて、いわゆる事務実態から見ても非常勤とみなしてならぬ、みなすべきでないといふものも入つてくることとございます。そういうものにつきましても、内容を精査分析いたしました。はつきりとわれわれとして参考にするわけに参らないと思ふのでありますけれども、一応出て参りましたものをそのまま計算をいたしましたものが、お手元にお出しをいたしましたものが、その集計でござい

ます。

○占部秀男君 この概略の集計を見ましても、一般職員、国庫補助職員を合

わせて十七条採用だけでも二万五千四百二十二名に達するわけですね。

で、今度の三十六年度の地方財政計画上に臨時職員のほうを切りかえる県段階の数は何名になつておりますか。

○説明員(松島五郎君) 県のほうが一万四千六百四十四人になつております。

○占部秀男君 県のほうは一万四千六百四十四人で、それで実態調査の調べによると、十七条採用職員だけでも二万五千四百二十二名あるわけですね。すると、これはまあ中をよく検討しなければいけません、概略言つても県

段階だけでも一万人はこれは違つていふといふふうには私は十七条関係だけで考えるわけですが、この点いかがですか。

○説明員(松島五郎君) ただいま御指摘のございました二万五千四百四十二人のうち、この表にもございますように、九千三百一人は国庫補助関係の職員でございまして、これは要するに、財政計画上は道路費なり、あるいは河川費なりといふような事業費に計上されておる部分でございまして。財政計画上私が今申しました一万四千六百四十四人というのは、一般行政経費でもって支弁される部分、いわゆる人件費そのものとして計上しておるものでございまして、それに対応するものとして、ここにあります一万六千六百一十一人が対応すべきではないかと考えております。なお、注にも書いてござい

ますように、調査の技術的な関係から、公営企業関係の職員には、準公営企業関係の職員がまじつておりました。たとえば病院等につきましても、財政計画上は準公営企業といふようなことはいわゆる地方財政計画には載つていないわけでございますけれども、この調査ではそういう職員もみな含まれて入つてきておりますので、その辺も御考慮いただきたいと思います。正確な調べと申しますか。

○占部秀男君 そこで、十七条採用職員のはかに二十二条採用職員といふふう

にきつちり一万四千七百三十五人と分けておるのですが、この点に相当私

は問題点があるのじゃないかと思ふのです。内容的に見ると、十七条職員と

してはつきりしているものと、それから何ら十七条か二十二条かわからない中途半端なものといふものと現実の場としてはあるのです。この現実の場のあれを具体的にやっていたかぬと問題点はつきりと解決しないのじゃないかと思ふのです。そこで、あまり十七条採用職員、二十二条採用職員といふふうにきつちりとこれは概略だから私はきょうは承つておきますが、この内容については相当分析をしていただきたいと思ふのです。そこで、かりにこれをこのままの資料にしたところ

で、県段階で十七条職員だけでも概略二千人のやうな差がある。二十二条採用職員の中にも、実は十七条採用職員と同じやうな勤務の実態が常勤であるといふやうな形でやられておる人たちが相当私はこの中から出てくると思ふので、やはりそう大きくはなくても、相当な差がこの財政計画上の問題もこれはあとに残された臨時職員の数の問題としてあると思ふのです。そこで今、藤井局長からそういうお話がございましたので、その点に移つていきたいと思います。その点に移つてい

くと思ふのですが、そうすると、そういうやうな問題がこれは八月一日現在のこの調査が確定をすれば、確定をした後にそういう問題に具体的に入っていくと、かように考えてよろしうござい

ますか。

○政府委員(藤井貞夫君) よくこの調査の内容といふものは分析をしてみな

いとならないと思つております。今御指摘になりましたやうな点もございま

すし、その他いろいろの問題があるかと思ふのであります。そういう点を十分

に精査検討分析を終えまして上で、これに対して根本的な対策を講ずる必要があるのかどうか。講ずる必要があ

るとすれば、どういふような点に問題があるのかという点を発足点といたしましてさらに検討を続けていきたいというのが私たちの態度でございます。

○占部秀男君 どうも局長の答弁は私はおかしいと思うのです。根本的にこれを再検討する必要があるのかどうか、そうしてまた、再検討する必要があるならば具体的にやろうと、こういふふうな今、局長の御答弁であったと思うのですが、あるのかどうかという点、実態があるのか、あるのかどうかという点をさらにこれから検討するということでは、私はそれは少しおそ過ぎると思うのです。これはやはり実態があるのだから再検討して、やはりあとから入った臨時職員の方でも実態的には常勤にしなければならぬ、こういう人たちについてはやはり定数のワタというものを考えてやって、そうしてできるだけやっていくのだと、こういう御答弁でなければ、きょうの御答弁にはならぬと思うのですが、その点いかがでございますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻もお話を申し上げておりますように、本年度でも残っておりまゝ臨時職員といわれる人の七〇％は定数内の組み入れという措置を講じようとしておるわけでありまゝ。また本年に入りましてから通牒自体が七月一日でございますので、まだほとんどのところがやっておりません。九月、十月の候にかけてやるべきところがだんだん出てくるのではないかと、思ふのであります。そういうふうな点のやはり結果も見て参らなければならぬ、そういうことでございます。

るので、なお出てきておりますものについて、ここに十七条、二十二条というふうに分けておりますけれども、二十二条がほんとうにやはり二十二条なのか、そうでなくて当然十七条といふものなのか、やはり実態でもってこれは考へていかなければなりませんので、そういう点の振り分けを現在私の方でもやっておりまゝし、県の方でもその点問題を指摘してやらせておるわけでありまゝ。したがって、その結果を待って検討をするということをお願いいたします。

○占部秀男君 了解しました。そこで、その検討に入つた後に、必要があるということになると、それらの問題は引き続きやばり問題としてやっていただけたらと考えてよろしくございませうか。現在の臨時職員の方に対するわれわれの党の考へ方としても、なるべく早く臨時職員の問題はケリをつけてやらぬと、地方行政の運営からいって非常に問題をあとに残すので、なるべく早くこの問題はケリをつける必要があるのではないかと考へておるわけでありまゝ。そこで、ちよと局長の言われたように、抜本的にこの問題点についても検討しなければならぬ、われわれはほんとうにそのとおりだと率直に言へば思ふわけですから。そういう問題は、しかしだからといって、五年も六年も長く引っぱられたんではこれはもう問題はひいきの引き倒しみたいな形になるので、少なくとも今年に具体的にある程度の解決をつけるような方向にやっていただきたいと思うのですが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 今年中という約束するわけには今の段階ではちよと見当がつかかねますけれども、少なくとも私たちの立場から見ても、いわゆる臨時問題というのがこゝれでもって全部解決をするというふうには実は考へておりません。やはり国庫補助職員その他の関連もございまして、なお措置を要する点が残るだらうと思ひます。その残る問題につきましては、できるだけすみやかに解決の方向へ努力をするということは申し上げられると思ひます。

○占部秀男君 そうすると、この定数の問題はこれで終わりといたしますが、最後に、確認をしておきますが、今度の七〇％切りかえというのは、昭和三十年のあの調査の確定したところによるところの地方財政計画上で確定した人数についての七〇％であつて、それが県、市町村の臨時職員のほうの全面的な解決にはまだなっていない。したがって、あの問題については今後引き続き、これはいろいろ自治省のほうの方針もあるでしょうけれども、やっていくのだと、こういうふうな確認の仕方ではよろしうございませうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 財政計画上の問題といたしましては、一応終結した格好になっております。それはそれとして一つの意味があると思ひます。ただ、実態的に臨時問題として残る問題がなおあるということは事実でございまして、残つた問題につきましては、今後さらにできるだけすみやかに解決の方途を講ずるよう努力して参りたいということでございます。

○占部秀男君 次に具体的に二、三お伺いいたしますが、学校給食調理人の問題であります。これは臨時職員の切りかえの対象の中に職制的には入っておると、かように考へてよろしうございませうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 給食調理の問題につきましては、その勤務の実態が地方々々によつて非常にまちまちであるというところは御承知のとおりであります。したがって、その中ではほんとうに常勤職員と同じような勤務実態を持つておるものであれば、これはやはり定数化の対象から全然除外しろという筋合いではないかと思ひます。ただ、実態についてよく検討しませんが、その点一がい給食調理であるからといってこれを除外することも悪いし、そうかといつて給食調理はみんな定数化しろという指導も今の段階ではいかがかといふふうにしておりまゝです。特に給食調理については取り上げまして、給食調理についてはこうしようというふうな指導は特段にいたしておりません。

○占部秀男君 そうすると、そういう給食調理が該当するかどうかということ、現場でもって、市町村長さんなり現場の組合との話その他でまいったやつを、それを認めるという形になりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 具体的にどの職員を定数内の職員にするかということ、これはそれぞれの市町村がおりまゝなことで、条例なり運用なりの改訂を通じておきめることになることと、また、給食調理の方については、私たちが一般的に入れちゃいかぬ、こういう指導はむろんやらないし、また、そ

うかといつて給食調理はなるべく入れろというふうな指導もやっておらないというところでございます。

○占部秀男君 ところで、本年の二月二十八日の衆議院予算委員会の第二分科会の中で、わが党の野原委員が給食関係の点について、一般的に学校教育法二十八条の「必要な職員」という意味でありまゝ、二十八条の「必要な職員」という言葉の中に学校給食従業員の方々がはまるかどうか、こういう点を質問したのに対して文部省の杉江さんは、「二十八条のこの条項に該当すると思ひます。」と、こういう答弁をされておるわけですが、さらに荒木文相は、「御指摘のように給食を続けていく限りは、給食がやれる最小限の人員を整備することは必要であると思ひます。」と、その意味で必要なる職員であると、こういうふうにはつきりと答弁をしておるわけなんです。そこで、自治省のほうの指導の方法ですが、やはりこういうふうな文部省の答弁に合ふような仕方では指導をしていただきたい、こういうふうな考へるわけですが、この点いかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 政府部内のことで、外へ出る場合には、統一した方針でやつていかなければならないことは当然でございます。今の給食調理の身分の問題でございますが、私も「その他必要な職員」の中にはむろん入ると思ひます。ただ、二十八条は常勤非常勤を区別しておりません。自治法あたりではそれぞれ区別してあります。他の法令でも、区別しているのとそうでないのとございませうけれども、二十八条は、

その点区別をいたしておりません。その一般的な問題として、これは市町村の給食に従事するものとして市町村の職員であることには間違いないこととございまして、そういう意味で文部省側からも答弁があったものだというふうになりました。

○秋山長造君 閣下。政務次官にお尋ねしたいのですが、せんだって私は新聞で読んだと思うのですが、何か文教関係の問題についての関係政務次官会議というのがありますね。あの政務次官会議で、学校給食を全面的に実施するために、義務制にしようというふうな方針がきまりましたらしい。それは事実ですか。

○政府委員(大上司君) お答えします。その政務次官会議については、いろいろ柱が二、三本ある中に、ただいま御質問の点が入っております。ところが、これについては政務次官会議で最終的に結論づけるというところは、法的な裏づけがないのだ、したがって、ここできめたものを即刻政府として実施することにもいかぬだろう、だから、大かたの意見として取りまとめたいこうという段階でございまして、はたして、これを強硬に云々という問題は、閣議に持ち込んでいくという段階でございまして。

○秋山長造君 その方針が、私、新聞で見たか、人づてに聞いたか、ちょっとはつきり覚えがないのですが、現内閣の新政策として、特に文教関係の新政策の大きな柱としてやはり来年度から義務制にするというふうに固まりつつあるように聞いているのです。もしそういうことになりましたと、今の占部

君の御質問になった学校給食婦です。ね、学校給食婦なんかの身分というものをやはりもつとはつきりしたものにしなければいかぬということに当然なってくるだろうと思うのです。そういう点までお考えになっているのかどうか、見通しとして。

○政府委員(大上司君) お答えします。そこまではつきりはないですね。たまた、大きな柱として話題に出しただけでございまして、これをたまたま議題になっております。また、い婦を常勤云々というところまでいっておられないの意見としては、一応閣議に持ち込むと同時に覚へ持っていくという段階でございまして、まだそこまで掘り下げておりません。

○秋山長造君 これは仮定の問題になりますけれども、義務制にした場合は、やはり給食婦は当然定数化されるべきだと私は思うのですが、次官の御見解はどうですか。個人的な御見解でもけっこうです。

○政府委員(大上司君) 私個人の意見としては、まだ政府内部で固まっておりますが、個人といたしましては、やはりその給食の実態を調査する必要があるのじゃないか。たとえば詳しくは存じ上げませんが、まかない婦を、地域によりまして、大都市なら大都市で朝から晩まで、いわゆる勤務日程といいますが、時間がきまつていて、非常に拘束を受けられているという場合と、単なるパート・タイムで臨時的に出てくる人の中にもあるのじゃないか、こういうふうな実態をもつて少し調べてみまして、よく相談してお答えしたいと思ひます。

○松永忠二君 ちょっと行政局長、確かめたのですが、学校教育法における「必要な職員」とあることは認める、そうすると、その中でも特にほとんど常勤と同じような者、そういう者については定数化する必要があるのだ、こういうようなことで今のお話、それで間違いないわけですね。

○政府委員(藤井貞夫君) 先刻申し上げましたのは、そういう趣旨でございします。

○占部秀男君 続いて臨時職員の問題であります。今度は団体による抜方の問題であります。六月の次官通牒ですか、これによると、一般的に臨時職員の切りかえの抜方について書かれていたわけですが、再建団体の場合には、定数化にあたって、一般の非再建団体の場合と、問題が問題ですか、別に差別はされないと私は思うのであります。その点はいかがでありますか。

○政府委員(藤井貞夫君) この点の取り扱いについては、再建、非再建を問わず、別に取り扱いについて区別はいたさないわけでありまして。

○占部秀男君 そこでもう一つ、この衆議院の三月二十四日の地行委の政府の答弁でも、七〇%の基礎、この問題を言っておるわけですが、七〇%の基礎については、再建団体の場合も非再建団体の場合も、何ら変わりはない、かように考えていいわけなんですか。

○説明員(松浦功君) 御承知のように、七月十一日付をもちまして、次官名で通達を出しておるのでございします。その通達の中にも、七〇%という数字は一切使っておりません。と申しますのは、国のやりました方針で各都道

府県、市町村が定数化の措置をとりました場合には、大体国と同じような状況になっているというのを前提に考えれば、全国で七〇%程度が組み入れをされるようになる、こういう思想に基づいておるわけでありまして。各府県の実情によりまして、九九%組み入れるべきだということに認められる団体も出て参りますし、あるいは場合によりまして、ある府県については三〇%しか組み入れる必要がないというふうな府県も出てくることと思ひます。それはそれぞれ各自自治体の実態によつてその問題は違つていく、こういうふうな考えです。

○占部秀男君 私もそうなければならぬと思うのですが、ところが、県市によつては、定数化に伴う計画変更基準として、計画申請の当時の何か数を押えておる、こういうふうなことをよく聞くのですが、そういう点はいかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 本来、実態的に定数職員に繰り入るべきものを繰り入れよう、普通の再建団体なるがゆえにこれを拒否しているというものは行ないないわけでありまして。

○占部秀男君 それでは、実は具体的そういう御答弁であります。局長の言つて、この点を、時間をあまり一人ややつて御迷惑になつてはいけませんから、あれしておきます。

そこで繰り入れの時期の問題ですが、四月で申請した場合には、国公と同じように四月一日に繰り入れられる、こういうふうなことでいいわけですか。また、それ以上に遡及してやりたいとい

うところには遡及してもいいことになりませんか。この点はいかがですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 何分にも人事関係の問題でございまして、なるべくやはりきかぬのぼらないというほうが、やはり実態からいっても適當ではないかという考え方であります。ただ、県の都合でどうしてもやはりさかのぼつてやりたいのだということがありません。そういう場合には、それを絶対にいけなないというふうにとめてしまふという必要もないのではなからうかというくらいはの氣持でおるわけでありまして。

○占部秀男君 次に、国費補助職員関係でありますけれども、賃金支弁の職員の問題で、次官通達では、いわゆる工事雑費その他の賃金の費目からその給与が支給される職員にかかる国庫補助制度等の改善を行なう必要があると考へられる、したがって、これらの職員に關しては、今後実態調査の結果に基づき、国庫補助制度等の改善をはかることとしたいので、これらの職員の定数化についての具体的な取り扱いについては、別に通知するところによるものとする、こういうようなことが次官通達で各府県市町村に行つておるわけですか。そこで、この工雜といひますか、この職員のほうの定数化の問題は、今あらちちで非常に問題として騒ぐといふことはないのですけれども、ストップされておる、いや、これはおかしいじゃないかといふことで、相当トラブルが起つておる実態であります。これを自治省としてはどういう形で、いつごろにこの問題を解決しようとするのか、まず、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 何分にも人事関係の問題でございまして、なるべくやはりきかぬのぼらないというほうが、やはり実態からいっても適當ではないかという考え方であります。ただ、県の都合でどうしてもやはりさかのぼつてやりたいのだということがありません。そういう場合には、それを絶対にいけなないというふうにとめてしまふという必要もないのではなからうかというくらいはの氣持でおるわけでありまして。

○占部秀男君 次に、国費補助職員関係でありますけれども、賃金支弁の職員の問題で、次官通達では、いわゆる工事雑費その他の賃金の費目からその給与が支給される職員にかかる国庫補助制度等の改善を行なう必要があると考へられる、したがって、これらの職員に關しては、今後実態調査の結果に基づき、国庫補助制度等の改善をはかることとしたいので、これらの職員の定数化についての具体的な取り扱いについては、別に通知するところによるものとする、こういうようなことが次官通達で各府県市町村に行つておるわけですか。そこで、この工雜といひますか、この職員のほうの定数化の問題は、今あらちちで非常に問題として騒ぐといふことはないのですけれども、ストップされておる、いや、これはおかしいじゃないかといふことで、相当トラブルが起つておる実態であります。これを自治省としてはどういう形で、いつごろにこの問題を解決しようとするのか、まず、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(藤井貞夫君) 通牒の中に書いておられます趣旨は、実態調査の結果に基づきまして、国庫補助制度自体についても、やはり改善を行なわなければならないという点が出て参りますので、それらにつきましまして、これは自治省だけではなかなか問題解決のつくべき筋合いのものではありません。それぞれ予算を持っておられる各省の関係、あるいは大蔵省というものと話をきめていきまさんと解決がつかない問題でございまして、そこで、それらの点については、且下事務的に関係各省と話し合ひを詰めておる段階でございまして、その解決がいつごろつくかという点、ちょっと今のところはっきりした見通しを持っておりませんけれども、やはり捨ておきたい問題も実はございまして、できるだけ早目に解決をするようにわれわれとしてはひとつ努力をしていくつもりでおるわけでございます。ただ、ここに書いておられますのは、制度自体の問題でございまして、たまたま、この関係で勤務しておられる具体的臨時職員がある場合に、その人を定数内に持つていってはいけないということもこれは言っておるわけではない。制度自体はなんですけれども、個々のほう、Aという人、Bという人は一般的な選考基準で適当であれば、これはもう負担関係が違ってくるわけですから、一般の給与費で持つのであれば、どういふ人であらうとそれはかわらないわけですから、そういうのを持つていくこと、これは別にこれでもって禁止しておるわけではございません。ただ補助職員自体そのままと定数化措置を

講じますことは、これはやはり賃金支弁ということになっておって、日々雇用の原則になっておりますので、ここではやはり予算の使い方自体につきましても問題が生じて参ります。そういうネットワークの問題を何とか解決しなければならぬという趣旨のことをここで言っておるわけでございます。

○占部秀男君 その点を私は明らかにしておきたいと思うのです。そうすると、工維なら工維で出した人でも、一般のほうへ切りかえる場合にはそれはかわらない。工維の中でそのまま臨時職を、何というか、定数内にあれをしよという場合に問題が起こるというわけですか。

○政府委員(藤井貞夫君) 個々の具体的な職員について問題にいたします場合は、それぞれのやはり自治体の都合によつて選考の基準というものもございまいしょう。勤務年数の問題もございまいしょう。そういう点を考慮いたしまして、適宜定数の枠内において、具体的な人選については措置をされるわけでありまして、それをここでとやかく言っておるつもりではないという意味でございます。

○占部秀男君 しかし、いづれにしてもこの問題は、今の根本的な問題が解決しなければだいたいストップする状態になることはこれは明らかです。そこで、この問題をもっとこまかく追及したいのですが、時間の関係もありまして、この次のまた委員会での点をこまかくひとつ伺いたいと思うのですが、いづれにしても、工維の問題だけが残されておることになるかと、工維関係の人たちはやはり事務、あるいは仕事をする場合についても張

り合ひがないということで、いろいろ問題点が出てくる。特に同じような現場の仕事をしているその仕事の中で、不公平な扱いがされたという印象を与えるということは、人事管理の上からいっても非常におもしろくない問題点となつてくると思うのです。そこでこれは、今、局長が言われたように、根本的な問題もあると思うのです。根本的な問題は根本的な問題として、速急にひとつこれは解決をしてみよう。さらにまた、根本的な問題以外に、特例的な扱い方というか、そういうような点について何か方法をお考え下さるようなわけにはいきませんか。その二つの点をお伺いいたします。

○政府委員(藤井貞夫君) 工維の関係はそれ自体としてはやっぱり意味のないことではないものでありまして、いわゆる事業分置に際しまして変動していく建前でもつて組まれておるものであります。そういうものが直ちに定数化されていくというふうな点にも、制度自体としては、やはり問題点があることは、これは事実であります。ただ、そういう問題点はあるにしても、それは、いわば、観念的といえますが、理論的にそうであるだけでございまして、最近のようなやはり実態になつて参りますと、工維といひましても、勤務実態が他の常勤職員と変わらないという態様を持つておることが実は問題なのであります。いわんや、本人にとりましては、どういふ中から支弁されておるか、そういうようなことは知る人のほうがむしろ少ないし、知っておらなくても、今言った人事管理の面から申して、いろいろ適正でないという結果が出ておること現実の姿であります。そういうことで、何かのやはり解決の方法がないものかということ、今慎重に、しかも、できるだけ早急に結論を得ようということで努力をいたしておるのであります。その場合に、どういう便法とか特例とかいふようなことは今のところは考えておりませんけれども、どうしてもやはり大きな壁があるということになれば、何らかそういうような方法も第二次的な方法として考慮せざるを得ない段階に来るかもしれません。今のところはできるだけすみやかに問題の解決をはかるということで努力をいたしておる段階でございます。

○占部秀男君 建設省にお伺いします。もう一部に、巷間云々というところによると、工維関係の問題について、建設省側で何かやはり制度的な形か、あるいは従来の仕事の面から来る政策的な形か、工維関係の人の定数化の問題について相当反対の意向があるというふうなことを、私、よく各県、市の人に聞くのですが、そういう点はいかなるものですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまのお話は、私、よく承知いたしておりました。ただ、工維費で支弁されている臨時職員の中に、先ほどからお話のように、私も工維関係のないう職言葉を使っておりますが、そういう職員が相当あるということは承知いたしております。工維関係のない臨時職員につきましまして、これは事務費のほうでまかなうべきであるというふうに考えておりますので、では、その財源的にはどうかと申しますと、事務費のほうでまかなつても十分まかなえるの

ます。そういうことで、何かのやはり解決の方法がないものかということ、今慎重に、しかも、できるだけ早急に結論を得ようということで努力をいたしておるのであります。その場合に、どういう便法とか特例とかいふようなことは今のところは考えておりませんけれども、どうしてもやはり大きな壁があるということになれば、何らかそういうような方法も第二次的な方法として考慮せざるを得ない段階に来るかもしれません。今のところはできるだけすみやかに問題の解決をはかるということで努力をいたしておる段階でございます。

○占部秀男君 そのところが、工程に關係がないというのは実際の工事過程に關係がないという意味ですね。ところが、それを建設省のほうの、工程に關係がないという見方の基準と、現場の見方の基準というのとは、相当これは食い違ひがあるのではないかと思うのですがね。これは今の問題ですからこまかくこれはもう具体的に持つていかなくちゃならぬと思うのですが、県のほうに行つても、市のほうに行つても、県のほうの特に現場を聞いてもだいたい食い違ひがあるように思ふのですが、そういう点はいかなるものですか。

○政府委員(鬼丸勝之君) ただいまお話を点につましまして、実は建設省関係の直轄の事業につきましても似たような問題があるわけでございますが、まあ一般的に申しますと、事務費支弁のほうは直接工程に關係はない。いわゆる行(一)、行(二)の分類から申しますと、行(一)の分類に入る。工維費の關係は行(二)というカテゴリーに入るわけでありまして、具体的に個々の職種等につきましましては、お話のように多少問題があるかと思ひます。この点につきましては、なお今後自治省その他関係当局と打ち合わせしまして、よく検討して妥協な結論を出したいというふうに考えております。

○占部秀男君 この点は、今、藤井局長にもお願いしたように、現地では相

当問題になっており、ちぐはぐな形が人事管理の上から出てくるので、早急にこの点はやってもいい、かように思いますが、よろしくお願いいたします。

それから最後に、この問題点について、実はあとの残りの臨時職員の方の地方財政計画上でない問題点についてであります。この問題も、藤井局長の根本的な方針としては根本的な考え方もあるけれども、その問題はその問題として、具体的に解決しなければならぬ、こういうところで私たちが非常に安心をしておるわけですが、その根本的に解決をしなければならぬという場合には、何といっても八月一日現在の定数外職員に関する調べ——都道府県及び市町村分のこの調べが一応基礎になると思うのですけれども、そこで、この調べの内容の問題について、実はこうした問題が前国会の内閣委員会で一応問題になりましたときには、組合側と当局との相違点についてどうするか、こういう問題については、双方の指導というか、話し合いをやはり聞いてこの問題をやるようにしろ。これが本職員に切りかえるべき臨時職員であるか、あるいは純粋にそうでないかというきめ方については、組合側と当局との間の話し合いを中心にするということ、これは、あの附帯決議の中に入っていることと私は思うのです。そこで、この問題についての行政指導の方法なんでありまして、これを出したあとで、これは定数内に入るべきじゃないか、あるいは入れなくていいのじゃないかという問題で、二、三やはり理事者側と県の組合あるいは市の組合との間にトラブルと

いうことじゃないのですが、意見の相違があって、今話し合っておるところが、あちらこちらに出てきておるところが、こういう点はやはり話し合いの中から定数外職員の切りかえる該当者というのを選んでいくことが私は正しいのじゃないかと思うのですが、こういう点についての一般的な自治省としての扱い方というか、行政の指導の仕方、どういうふうな方法がありますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 私たちのほうは組合の意向なり意見なりというのは、あまりやかましいことを言わない方針で、率直に意見の交換をしてきておるのであります。したがって、いままで本問題につきましても、そういうようなトラブルの起こってはおるところにおきましては、また、知事、都局においても何らかの補正を講ぜられる機会もあるかもしれないし、また、私たちがしてそういう問題は一応自治労本部にも反映させることもございまして、そういってものがあれば出していただければわれわれとして虚心たんかいて、その結果等はいく話し合いをして、改めるものがあればこれは改めるにやぶさかであつてはなりません、十分話し合いをしていきたいと思ひます。

○占部秀男君 この問題では最後ですが、地方のほうで何か定数外の問題を問連えて、首切りや何か起こつておるところがあるわけですが、これはたとえ、きょうここでどうこうというところじゃないのですが、私は十分調査をして適当な指導を行なつてもいいと思ひます。これは小さい問題かもしれませんが、宮崎県の真幸

町というところでは、三十五年一月二十八日に採用した定数外職員を、この際定数内の臨時職員の職に起つておるさなかに、八月三十一日付で解雇したというのです。一人は農村振興の関係、一人は一般事務を担当していた者なんです。これはまた、定数外職員から本職員にしようという人も出しておる。臨時職から本職へ切りかえをすると同時に、臨時職の一部の者については首を切つてしまつた、こういうような事例が実は起こつておる。しかも、働いている人は約二カ年働いておつて、当然今度の臨時職の中では該当すべき常勤者であり、しかも、年のあれもいって、こういうふうな者をどういうふうなやり方をしておるので、こういう点は、臨時職関係を本職へ切りかえるというところは、即財政上の都合で要らない者は首にする、これでいいのだというふうな観点を、何か県、市町村の理事者側と与えているような感じがするんですが、そういう点については別なんだという点を、ひとつとしていただきたいと思ひます。ひとつそのう点で調査していただきたいと思ひます。調査の結果をお伺いしたいと思います、いかがでございませうか。

○政府委員(藤井貞夫君) 今度の定数外入れの措置に関連して、行政整理を行なうというふうなことの懸念があり、あるいは場所によつてはそういうらしい実例があるというお話でございしますけれども、私たち、そういう考え方があるというふうなことを聞いたのは、実は今が初めてであります。そういうことは全然これは別問題であつて、これは文字どおり、その実態が常勤職員である者につきましては、定数化措置をしていこうということだけでございします。具体的にそういう問題があつたところは、それなりにいろいろ問題なり原因があつたのではないかと思ひますけれども、私もその点何も聞いておりませんので、調査はいたしてみたいと思ひます。

○占部秀男君 私の聞いておるところでは、ほかの原因はないのです。それは、今度の問題に関連して、一方では切りかえをする、一方では首を切つた、こういう形になつておるのです。これはひとつ調査をしていただいた後に、われわれの方もまた調査をして、そういうことが一般的にならないようにいたさなければならぬと思ひます。ひとつとあつてまた質問をいたしたと思ひます。それでは、臨時職員のほうの問題は、これで一応けじめをつけて、また会期内にもう一度やらしていただきたいと思います。

それから最後の問題ですが、今度の給与の切りかえに伴う問題点でございしますが、これは少し早過ぎるかもしれませんが、国のほうの今勧告の問題が出ておる。そこで、この勧告の内容について、国会の中でいろいろと論議があるわけですから、したがって、勧告の内容を前提とするというのじゃない、やはり国会の中できまつた問題ということを前提としてお伺いしたいと思ひます。この地方公務員の給与と改定の問題については、従来国家公務員の給与改定に準じてという形である、今度の改定に際しては、やはり国に準ずる形をとられるようになりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 国家公務員について給与改定が行なわれますならば、国家公務員に準じた措置を講じて参るということについては、従来の方針と変わりはございせん。

○占部秀男君 そうなると、アップ率の問題はどういうふうになりますか。

○政府委員(藤井貞夫君) アップ率と申しますか、切りかえの表その他が全部きまつて参りますので、抽象的なアップ率もろんな同様でございしますけれども、現実に出て参ります率というものは、上げた結果に従つて計算をしますれば、それは地方の公務員の給与実態その他から見まして、そこに若干の開きが当然出て参ると思ひます。

○占部秀男君 これはまた国のやつがきまつてからこまかくお伺いしますが、一応ひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。そうすると、次に給料表の扱いですが、昨年の給与改定における自治省の指導の内容とや異なる給料表を持つておるところが、率直に言へば、その地方団体の今までのいろいろな形、あるいはまた、市町村の給与は正の中から生まれておつたわけですが、そういう点については、何か特別に指導するようなお考えを持っておられますか。

○政府委員(藤井貞夫君) 先般の給与切りかえの際には、国家公務員の給料表を打ち出したことは事実でございします。御承知のとおりだろつと思ひます。その方針は、別に変えるつもりは持っておりません。しかし、指導いたしまして、現実の地方団体の

期給与改善の問題が入っているのだということが明らかになった場合には、それは別に制約をしないということになりますな。

○政府委員（奥野誠亮君） 給与を合間化するといふような内容のものでございしますれば、十分その内容を調査して相談に應じていきたいという考えは持っております。

○占部秀男君 それから次に財政措置の問題ですが、今度の給与改定に要する地方の所要額はどのくらいになっておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 三百六十二億の予定でございます。

○占部秀男君 このうち交付団体と不交付団体の分を分けてどうなりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今申しましたのは総額でございます。義務教育の分につきましては、別途国庫負担六十九億円でございまして、したがって、地方団体の一般財源を必要といたしますのが二百九十三億円でございまして、その交付団体だけの分では二百十億円でございまして、したがって、不交付団体の分は八十三億円でございまして、

○占部秀男君 なお、この二百十億円の交付団体の中で、県と市町村別ではどういうわけ方になりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 府県分が百四十五億円で、市町村分が六十五億円であります。

○占部秀男君 その場合に、この財政措置の内容として、標準団体の給料単価と、アップ率はどのような形になりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 単位費用の基礎に織り込まれております給与額を、国家公務員の場合の給料表の改定に準じて引き上げて計算をし直していただくわけでありまして、今のお話で、今度の単位費用の改定で、基準財政需要額全体として何%伸びるか、こういう意味でお尋ねになっておられるといたしますならば、府県の交付団体では三・三%の伸び、市町村の交付団体では二・七%の伸び、こういうふうになって参るわけ

です。基準財政需要額は、御承知のように給与以外の分も入っておりますので、全体としてこのような増加率になる見込みでございます。

○占部秀男君 これはこの際、ひとつ伺いしておきたいのですが、今度の給与改定でなくて、今度の三十六年度の地方財政計画を策定するに際して、給与単価の問題で、従来の給与単価の計算の何と違うのですか、計算の仕方と違った仕方がとられているというふうなことをちょっと聞いたのですが、その点でございますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 給与単価は従来と同じでございます。

○占部秀男君 もう一つ、この際お伺いしておきたいのですが、不交付団体で交付団体と不交付団体とすれば、そのところがあるのです、中小都市で。私はずっと歩いてきましたが……。そういうところは、今度、不交付なんですけれども、実際は年間予算を組んでしまふ。そこでどうにもならぬというところがやはり二、三出てくるわけですね。たとえばこの間もちょっと――まあ具体的な資料はあとで出してもいいのですが、石川県の金沢市でしたか、どこでしたか、石川県にも一部そういうのがありました。秋田にもあった。こういうような市ですけれども、特に税収の伸びも、金沢市であったか、工業地帯でないために、率直に言えば伸びない。そういう意味で、現実にはどうにも困っておるというところがあるわけですね。こういうところは組合、職員のほうと理事者の間で話し合っても実際どうにもならぬというので、だいたい問題がこっち

から出てくるのですが、そういうふうなところに特についているところには何か調査をして特交でも措置をしてみようというところは考えておられませんか。

○政府委員(奥野誠亮君) 地方交付税法の改正案を国会に提案いたしておりますので、その新しい単位費用で計算をし直した結果は、基準財政需要額は同額、基準財政収入はふえないという結果、従来、不交付団体であったけれども交付団体になるという団体もかなり出てくるのではないかと、こう思っております。また、今御指摘になりましたように、不交付団体ではあるけれども、超過額がごくわずか、しかも、税金収入はふえてこない、その結果、やはり交付税はもらえないで実際問題として新しい財政需要が起ってくる、その財政需要がどうにもならぬという団体も事実あるかと思うのであります。その超過額の程度にもよるわけでありまして、その超過額がごくわずかなために、今のような財政の困難に陥ってしまったというふうなことは、特別交付税制度の運用にあたって十分考えていかなければならぬのではないかと、かように思っているわけでありまして、

○占部秀男君 それから公共企業体の分なんですが、これは地財計画の中にあまりない。この点については、何というか、今までの行政の方向からいって、無理だと言ってしまうとそれまでなんですけれども、大都市の場合はいいのですけれども、小都市なんか

の特に水道事業などのような場合は、実際は引き上げ分についての財政措置がないために、どうにもならぬというところがあるように出てきておる。これは特に小都市の問題なので、根本的に言って、これは根本的な問題を解決しなければならぬのじゃないかというふうな考えでおられるのですが、当面の問題として、何らかの点については救助をしてやるというような措置はできないのですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 一般的に公営企業の問題は独立採算の枠内で運営をしてもらいたい、こういうふうな思っておられるわけでありまして、今御指摘のような問題で困っておられるようなところも多いと思うのでありますけれども、あくまでも小団体につきましては、資金繰りの問題としてお世話する程度にできないものだろうか、こういうような考え方でおられるわけでございます。病院会計については若干問題がございまして、三十五年度の特別交付税の配付にあたりましては、その点を考慮して行なうわけでございます。このような問題はなお残っているだろうと思ひます。しかしながら、その他の一般の公営企業につきましては、今申し上げたような考えをいたしましたも、資金繰りについてめんどうを見るということではなからうか、こういう気持ちでおられるわけでありまして、

○占部秀男君 それから国庫補助職員の給与改定の問題ですが、今度の財政措置の中にももちろんこの問題も入るわけでありまして、その点、もし入るのだったら給与単価はどのくらいに入れているか、こういうことをお伺いしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 国庫補助職員につきましては、国のはうの補助金の増加額、これは予算措置をさせていただいているようであります。交付税の計算につきましても、個々の職員の給料単価を先ほど申し上げましたように改定される国家公務員の給料単価に合わせた引き上げたわけでございます。しかし、交付税の計算に入っておりますのは、地方財政計画の職員の百パーセント入れているわけでございます。その中で、若干それだけ不足が出てくるわけでありまして、そこで、そういうものをまとまして先ほど申し上げました二百十億円に合致いたしますように、その他職員の単位費用を引き上げるといふ措置をとったわけでありまして、包括的に財源を引き上げるといふやり方をとったわけでありまして、

○説明員(高柳忠夫君) 地方の補助職員のベース・アップに関連いたしまして、今回の補正予算におきまして国庫で約四億一千五百万円補助金の増額を計上いたしております。

○占部秀男君 その点ですが、補助率が低い上に給与の単価も率直に言えば安い。しかも、その単価が各省所管別に不均衡な実態が相当あると思うのですが、この際何らか補助率の引き上げを自治省のほうとして各省のほうに考えてもらふ必要があるのじゃないかというふうに私は考えるのですが、この点いかがですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 今御指摘になりましたのは国庫補助職員についての補助率の引き上げの問題でございます。そうす。

○占部秀男君 そうです。

○政府委員(奥野誠亮君) 全体的に国庫補助職員の補助率を引き上げてもらいたいという話し合いは実はいたしてないわけでありませう。むしろ補助職員の補助金を算定する場合の基礎、これを的確なものにしていただきたい。今年度からいろんな手当も入れてもらったわけでありまして、まだ入っていない対象もあるようございまして、そういう話し合いはいたしてないわけでありませう。さらに、もっと率直に申し上げますと、ものによっては補助の対象からはずしてしまつて、地方の一般財源でまかなうようにしたほうがいいじゃないかという種類も私たちはかなりあるように見受けられるわけでありませう。

○占部秀男君 そういうような点について、これは給与改定の問題と直接の問題じゃありませんけれども、やはり自治省のほうとして、各所管ごとにばらばらに運用がなされておる点を統一的に把握をして、補助職員の給与のあるべき姿を、何といひますか、調整をしていく段階に私はあるのじゃないかと、地方の状態を見て考えるのですが、そういう点は何か自治省のほうとしてお考えになり、またはそういう点についての事業をなさり、あるいはまたなされていく、こういうようなことはございませうか。

○政府委員(奥野誠亮君) 現在、今申し上げましたようなこと以外に特別なことはいたしてないわけでありませう。ただ、かつて補助職員を一括して、自治省のほうで地方団体に財源を配分する予算措置を一括してやつてもらうというような措置をとつたことがございませう。やはり、御指摘ございませう。

したように、そのほうが給与費の算定が実態に即したように的確に行なわれるという長所はあつたようございませう。しかし、そうなりますと各省の補助金を通じての地方団体に對する支配力というものがそれだけ薄れて参りますので、各省としては好ましくないという問題もあらうかと思うのであります。したがって、現在のところ、特段の動きはいたしてないわけでありませう。

○占部秀男君 ありがとうございます。これでけっこうございませう。

○委員長(増原憲吉君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時十分散会

九月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項中「又は所屬未定地」を削る。

第七條第一項後段を削る。

第一章中第九條の二の次に次の三條を加える。

第九條の三 公有水面のみに係る市町村の境界変更は、第七條第一項の規定にかかわらず、関係市町村の同意を得て都道府県知事が当該

都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を自治大臣に届け出なければならぬ。

公有水面のみに係る市町村の境界変更で都道府県の境界にわたるものは、第七條第三項の規定にかかわらず、関係のある普通地方公共団体の同意を得て自治大臣がこれを定める。

公有水面のみに係る市町村の境界に關し争論があるときは、第九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、都道府県知事は、職権によりこれを第二百五十一條の規定による調停に付し、又は当該調停により市町村の境界が確定しないとき、若しくはすべての関係市町村の裁定することについての同意があるときは、これを裁定することができぬ。

第一項若しくは第二項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界変更又は前項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の裁定は、当該公有水面の埋立て(干拓を含む。以下同じ。)が行なわれる場合においては、前三項の規定にかかわらず、公有水面の埋立てに關する法令により当該埋立ての竣功の認可又は通知がなされる時までこれをすることができぬ。

第一項から第三項までの同意については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならぬ。

第七條第六項及び第七項の規定は第一項及び第二項の場合に、第九條第三項、第五項から第八項ま

で、第九項前段及び第十項の規定は第三項の場合にこれを準用する。

第九條の四 自治大臣又は都道府県知事は、公有水面の埋立てが行なわれる場合において、当該埋立てにより造成されるべき土地の所屬すべき市町村を定めるため必要があると認めるときは、できる限りすみやかに、前二條に規定する措置を講じなければならぬ。

第九條の五 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならぬ。

前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない。

第九十三條第二項中「第二百五十八條第一項」を「第二百五十八條」に改める。

第九十三條第二項ただし書中「勾引又は過料」を「過料、罰金、拘留又は勾引」に改める。

第二百二十七條第一項中「被選挙権を有しない者であるとき」の下に「又は第九十二條の二の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同條の規定に該当するかどうか」を加える。

第二百四十三條第一項中「被選挙権を有しなかつたとき」の下に「又は前條の規定に該当するとき」を、「その被選挙権の有無」の下に「又は同條の規定に該当するかどうか」を加える。

第六十六條に次の一項を加える。

普通地方公共団体の長は、副知事又は助役が前項において準用する第二百四十二條の規定に該当するときは、これを解職しなければならない。

第六十八條に次の二項を加える。

出納長及び収入役が、前項において準用する第二百四十二條の規定に該当するときは、その職を失う。その同條の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長がこれを決定しなければならない。

第六十八條第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第六十八條の五に次の二項を加える。

法律に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の委員会の委員又は委員が前項の規定に該当するときは、その職を失う。その同項の規定に該当するかどうかは、その選任権者がこれを決定しなければならない。

第六十八條第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第六十八條第五項及び第六項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第六十八條第四條第一項中「選挙権を有しなかつたとき」の下に「又は第六十八條の五第六項の規定に該当するとき」を、「その選挙権の有無」の下に「又は同項の規定に該当するかどうか」を加える。

第六十九條第一項中「置くことができる」を「置く」に改める。

第二百五十二條の二第一項中「又

第二百五十二條の二第一項中「又

は「若しくは」に、「図るため」を「図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため」に改め、同条第二項中「国の事務の一部について」を「国の事務の一部を共同して管理し及び執行するため」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、普通地方公共団体又は普通地方公共団体の長その他の執行機関の権限に属する事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

第二百五十二條の二に次の三項を加える。

公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては自治大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができ

普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関は、当該計画に基づいて、その事務を処理し、又はその権限に属する事務を管理し及び執行するようにしなければならない。

普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二百五十二條の四第三号を次のように改める。

三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務又は協議会の作成する計画の項目

第二百五十二條の四第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、同条に次の一項を加える。

普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法

二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所

三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員（身分の取扱）

四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理

及び処分又は營造物の設置、管理及び処分の方法

五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に關し必要な事項

第二百五十二條の六中「第二百五十二條の二」の下に「第一項から第三項まで」を加える。

第二百五十二條の七第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、」に、「場合に」を「場合に、」に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百五十二條の十四第三項中「第三項の規定は、」を「第三項本文の規定は、」に、「場合に」を「場合に、」に、同条第四項の規定は第一項の場合に」に改める。

第二百九十三條を次のように改める。

第二百九十三條 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四條第一項から第四項まで、第二百八十六條及び第二百八十八條第二項の規定による処分は、これらの規定にかかわらず、自治大臣が関係都道府県知事の意見をきいてこれを行ない、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十八條第一項の規定による届出は、同項の規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て自治大臣にこれをしなければならぬ。

附則第二十條の次に次の一条を加える。

第二十條の二 地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律

第一号）の施行前に公有水面の埋立てに關する法令により埋立ての竣功の認可又は通知がなされている埋立地又は干拓地で、その編入すべき市町村について同法の施行の際現に争論があり、同法による改正前の第七條第一項後段の規定による処分がなされていないものは、これを公有水面とみなして第九條の三第三項の規定を適用することができる。

別表第一中第一号の七を第一号の十一とし、第一号の六の次に次の四号を加える。

一の七 九州地方開発促進法（昭和三十三年法律第六十号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の八 四国地方開発促進法（昭和三十三年法律第六十三号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の九 北陸地方開発促進法（昭和三十三年法律第七十一号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

一の十 中国地方開発促進法（昭和三十三年法律第七十二号）の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第一第三号中「設置すること」を「設置し、及び優生手術に關する費用を支弁すること」に改める。

別表第一第四号中「設置すること」を「設置し、及び精神障害者の入院に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第六号中「療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部」を「療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用」に改める。

に要する費用を負担すること」に改める。

別表第一第六号中「療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部」を「療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用」に改める。

別表第一第十八号中「及び」を「並びに」に改め、「設置し」の下に「、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁し」を、「身体障害者更生支援施設」の下に「及び養成施設」を加える。

別表第一中第十八号の二を第十八号の三とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十八の二 精神薄弱者福祉法（昭和三十三年法律第三十七号）の定めるところにより、精神薄弱者更生相談所を設置し、精神薄弱者の援助の委託に要する費用を一時繰替え支弁し、及び市町村の精神薄弱者援助施設の設置に要する費用の一部を負担すること。

別表第二十号中「育成医療」を「養育医療等」に改める。

別表第二十号の二中「現に児童を扶養している者」の下に「、父母のない児童又は母子福祉団体を加え、生業資金」を「事業開始資金」に、「技能修得資金等」を「技能習得資金、修学資金等」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十の三 国民健康保険法（昭和

二十の三 国民健康保険法（昭和

三十三法律第九十二号)の定めるところにより、国民健康保険事業の運営が健全に行なわれるように、必要な指導をし、及び都にあつては、特別区の行なう国民健康保険事業の運営につき、条例で、特別区相互間の調整上必要な措置を講ずること。

二十の四 身体障害者雇用促進法(昭和三十三年法律第百二十三号)の定めるところにより、求職者である身体障害者について適応訓練を行なうこと。

別表第一第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)の定めるところにより、一般職業訓練所を設置すること。

二十一の三 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)の定めるところにより、農業改良普及所を設置すること。

別表第一第二十三号の三の次に次の二号を加える。

二十三の四 養鶏振興法(昭和三十三年法律第百四十九号)の定めるところにより、鶏の生産の用に供する施設の整備、優良な種鶏の確保その他必要な措置を講じ、並びに養鶏の振興を図るために必要な試験研究及び普及を行なうとともに、これらを助長すること。

別表第一第二十六号の五を第二十六号の六とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六の七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の定めるところにより、公共下水道及び都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第二十六号の四の次に次の二号を加える。

二十六の五 公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律(昭和三十三年法律第百九号)の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第一第二十八号の四を第二十八号の六とし、第二十八号の三を第二十八号の五とし、同表第二十八号の二の「又は改築」を「若しくは改築又は首都高速道路公団の作成する工事実施計画書」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十八の三 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第百三十三号)の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に関し協議すること。

二十八の四 住宅地区改良法(昭和三十三年法律第百八十四号)の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第一第二十九号の三中「ろう学校」を「聾学校」に改め、「その区域内に住所を有する」を削り、「ろう学校」を「聾学校」に改める。

別表第一第三十号中「設置し、及びへき地学校に勤務する教職員の採用について必要な指導を行なうこと」を「設置する等へき地における教育の振興に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第一第三十一号の四を第三十一号の五とし、第三十一号の三を第三十一号の四とし、第三十一号の二を第三十一号の三とし、第三十一号の次に次の二号を加える。

三十一の二 学校保健法(昭和三十三年法律第百五十六号)の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療のため、の医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第一第三十六号中「風俗営業取締法」を「風俗営業等取締法」に、「定めるところ」を「定め、並びに飲食店営業の深夜における業態について必要な制限を条例で定めること」に改める。

別表第一第三十八号を次のように改める。

三十八 道路交通法(昭和三十三年法律第百五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、道路における危険防止その他交通の安全と円滑を図るため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は道路標識等を設ける等道路交通の規制を行なうこと。

別表第一第三十八号の次に次の二号を加える。

三十九 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに火災の予防等に関する条例を設け、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講じ、並びに消防作業に従事した者の災害について療養その他の給付を行なうこと。(都が特別区の存する区域において処理する場合に限る。)

別表第二第一号(二)中「行なうこと」を「行ない、及び従業の禁止又は療養所に入所し、若しくは入所させることを命じた場合において患者又はその保護者の申請があつたとき当該患者の医療等に要する費用を負担すること」に改める。

別表第二第一号(四)の次に次のように加える。

四の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

四の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の保護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

別表第二第二号(二)中「昭和二十三年法律第百八十六号」を削り、「危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、映写技術者の資格、映写室の構造及び設備、消火設備等について条例で必要な基準を定め」を「火災の予防等に関する条例を設け」に改める。

別表第二第二号(二)の七の次に次のように加える。

(二)の八 九州地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二)の九 四国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

画に基づく事業を実施すること。

(二)の十 北陸地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

(二)の十一 中国地方開発促進法の定めるところにより、開発促進計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号(五)及び(六)を次のように改める。

(五)及び(六) 削除

別表第二第二号(十四)の次に次のように加える。

十四の二 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者の収容の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務所を設置する町村に限る。)

十四の三 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者の保護の委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。(福祉事務所を設置する町村に限る。)

別表第二第二号(十八)を次のように改める。

(十八) 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険を行なうこと。

別表第二第二号中(二十五)の四を(二十五)の五とし、(二十五)の五の次に次のように加える。

(二十五)の六 下水道法の定めるところにより、公共下水道及び都市下水路の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行なうこと。

別表第二第二号(二十五の三)の次に次のように加える。

(二十五の四) 公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律の定めるところにより、市街地改造事業を施行すること。

別表第二第二号中(二十六の三)を(二十六の六)とし、(二十六の二)の次に次のように加える。

(二十六の三) 道路整備特別措置法の定めるところにより、首都高速道路公団の作成する工事実施計画書に關し同意を与えること。

(二十六の四) 首都高速道路公団法の定めるところにより、主務大臣が定める基本計画に關し協議すること。

(二十六の五) 住宅地区改良法の定めるところにより、住宅地区改良事業を行なうこと。

別表第二第二号(二十八)中「設けること」を「設ける等へき地における教育の振興に關する事務を行なうこと」に改める。

別表第二第二号中(二十九の六)を(二十九の七)とし、(二十九の五)を(二十九の六)とし、(二十九の四)を(二十九の五)とし、(二十九の三)を(二十九の四)とし、(二十九の二)の次に次のように加える。

(二十九の三) 学校保健法の定めるところにより、その設置する義務教育諸学校の児童又は生徒の伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病の治療のため

の医療に要する費用について必要な援助を行なうこと。

別表第三第一号(一)の三の次に次のように加える。

(一)の四 首都圏の既成市街地における工業等の制限に關する法律(昭和三十四年法律第十七号)の定めるところにより、工業等制限区域内における制限施設の設置の許可に關する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(東京都知事に限る。)

別表第三第一号(三)を次のように改める。

(三) 消防法の定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所について、設置及び位置、構造又は設備の変更を許可し、完成検査を行ない、修理、改造、移転又は使用の停止を命じ、並びにこれらの所有者等から資料の提出を求め、又は職員をしてこれらの場所に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、映写技術者の選任等の届出を受理し、並びに危険物取扱主任者及び映写技術者の試験を行ない、及び免状を交付する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(三)の三中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用に關する特別措置法」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基く日本国とアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」に改める。

六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に關する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に改める。

別表第三第一号(四)中「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律」を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基く日本国とアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律」に改める。

別表第三第一号(四)中(昭和二十五年法律第二百一十一号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「並びに」を削り、「行うこと」を「行ない、並びに交付税の額の算定に用いた資料の検査を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(五)中「立入検査させること」を「立入検査させ、並びに行政書士会の会則の制定又は変更を認可し、及び行政書士会から報告を求め、又はその業務について報告すること」に改める。

別表第三第一号(五)の六を(五の七)とし、同号(五)の五中「並びに」を削り、「事務を行なうこと」を「事務を行ない、並びに国土調査に従事する測量業を営む者から必要な報告を求めること」に改め、同号(五)の五を(五の六)とし、(五の四)の次に次のように加える。

(五の五) 公共用水域の水質の保全に關する法律(昭和三十三年法律第八十一号)の定めるところにより、水質の汚濁による被害に關する紛争に係る和解の仲介の申立てを受理し、及び仲介員を指定すること。

別表第三第一号(十)の二中「及び必要な指導を」を「必要な指導を行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関を指定」に改める。

別表第三第一号(十三)の次に次のように加える。

(十三の二) 調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、調理師の講習、試験、免許等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(十五)中「指定すること」を「指定し、及び診療報酬の請求等を審査し、かつ、診療報酬の額を決定すること」に改める。

別表第三第一号(三十)中「へい獣処理場の設置者」を「へい獣処理場等の設置者」に改め、「並びに」を削り、「許可する」を「許可し、並びに動物の飼養又は収容のための施設の設置を許可する」に改める。

別表第三第一号(三十九)を次のように改める。

(三十九) 薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、薬局の開業、医薬品の販売業等の許可に關する事務を行ない、薬局開設者、医薬品の販売業者等に対して業務の停止、構造設備の改修等を命じ、医薬品等を業務上取り扱う者に対して医薬品等の廃棄等の措置をとるべきことを命じ、又は職員をして廃棄等の処分をさせ、薬局開

設者等から必要な報告を求め、又は職員をして薬局等に立入検査させ、及び医薬品等の製造業者又は輸入販売業者について許可の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等医薬品等の取締りに必要な措置を講ずること。

(三十九の二) 薬剤師法(昭和三十三年法律第四十六号)の定めるところにより、薬剤師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(四十二)中「許可に關する事務を行ない」の下に「社会福祉法人から必要な報告を徴し、又は職員をして業務及び財産の状況を検査させ」を加える。

別表第三第一号(四十二)の次に次のように加える。

(四十二の三) 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の定めるところにより、職員をして社会福祉施設又は経営者の事務所に立入検査させること。

別表第三第一号(四十五)の次に次のように加える。

(四十五の二) 精神薄弱者福祉法の定めるところにより、精神薄弱者について、精神薄弱者保護施設に入所させ、又は保護を職親若しくは社会福祉法人の設置する精神薄弱者保護施設に委託する等福祉の措置を講ずること。

別表第三第一号(五十中「勸奨し」の下に「児童の健康診査を行ない」を加え、「身体に障害のある児童に対して育成医療の給付を行ない」を「未熟児、身体に障害のある児童若しくは骨関節結核その他の結核にかかつている児童に対して養育医療、育成医療若しくは療育の給付を行ない、養育医療機関を指定し」、「指定医療機関」を「指定養育医療機関等」に、「育成医療の給付を受け」を「養育医療等の給付を受け」に改める。

別表第三第一号(五十一の二)中「交付に関する事務」を「交付及び返納に関する事務」に、「及び適用事業所」を「並びに適用事業所に改める。
別表第三第一号(五十三)を次のように改める。
五十三 国民健康保険法の定めるところにより、国民健康保険に關する市町村の条例の制定又は改廃について協議し、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会について、設立、解散等の認可に關する事務を行ない、解散、役員の変更等を命じ、及び役員を改任し、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に關する事務を行ない、並びに国民健康保険の保険者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業及び財産の状況等を検査させる等の事務を行なうこと。

五の五とし、五十五の五の次に次のように加える。
五十五の六 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十四年法律第七号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、未帰還者に係る民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の宣告の請求及び未帰還者の遺族に対する弔慰料の支給に關する事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十五の三)を五十五の四とし、同号(五十五の二)中「遺族年金」の下に「遺族給付金」を加え、同号(五十五の二)を五十五の三とし、五十五の次に次のように加える。
五十五の二 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、被保険者の任意脱退を承認し、国民年金手帳を作成して被保険者に交付し、特別支給による福祉年金及び二十歳に達する前に初診日があつた者に対する障害福祉年金の受給権の裁定を行ない、福祉年金に關する証書の作成に關する事務を行ない、被保険者からの申請に基づき保険料の納付義務を免除し、国民年金印紙の換領を行ない、保険料の前納又は追納を承認し、並びに被保険者又は受給権者に關する調査をする等の事務を行なうこと。
別表第三第一号(五十七の三)の次に次のように加える。
五十七の四 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、退職金共済契約の解除、退職金の減額支給等の事由の認定等に關する事務を行なうこと。

別表第三第一号(五十八)中「公共職業補導所を設置し、及び経営し、工場、事業場等が行う監督者の訓練に對して技術援助を行ない」を削る。
別表第三第一号(五十九の二)を五十九の四とし、五十九の次に次のように加える。
五十九の二 身体障害者雇用促進法の定めるところにより、市町村の任命権者の作成する身体障害者又は重度障害者の採用に關する計画及びその実施状況の通報を受け、並びにその適正な実施に關する事項を報告すること。

五十九の三 職業訓練法及びこれに基づく政令の定めるところにより、職業訓練の実施に關する基本的な計画を定め、職業訓練指導員の免許及び技能検定に關する事務を行ない、事業内職業訓練に對して基準に適合するものを認定し、認定職業訓練を行なう事業主から必要な報告を求め、並びに關係事業主の団体に對して職業訓練の実施又は改善を勧告する等の事務を行なうこと。
別表第三第一号(六十二の六)の次に次のように加える。
六十二の七 北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和

和三十四年法律第九十一号)の定めるところにより、営農改善資金の貸付資格の認定に關する事務を行ない、及び営農改善資金の貸付を受けようとする者等に對して営農改善計画の作成又は達成に對して必要な指導を行なうこと。(北海道知事に限る。)
別表第三第一号(六十五の三)の次に次のように加える。
六十五の四 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の定めるところにより、果樹農業者等の果樹園經營計画を認定し、及び果実又は果實製品の生産、集荷、貯蔵又は販売の事業を行なう者等から必要な報告を徴すること。
別表第三第一号(六十八の二)の次に次のように加える。
六十八の三 農業協同組合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業協同組合の合併經營計画の適否を認定すること。
別表第三第一号(七十三の四)を七十三の五とし、七十三の次に次のように加える。
七十三の四 養鶏振興法の定めるところにより、標準鶏の認定、ふ化業者の登録及び登録ふ化業者のふ化場の新設の確認に關する事務を行ない、並びに登録ふ化業者に對して必要な措置をとるべき旨を命じ、及び登録ふ化業者から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させること。

別表第三第一号(七十三の二)を次のように改める。
七十三の二 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の定めるところにより、酪農事業施設の設置及び変更の承認等に關する事務を行ない、市町村に對して酪農經營改善計画の作成及び変更に對して助言、勧告その他の援助を行ない、生乳等取引契約に係る紛争に對してあつせん又は調停を行ない、並びに牛乳又は乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。
別表第三第一号(八十五の二)中「森林火災國營保險法」を「森林國營保險法」に改める。
別表第三第一号(八十七)中「又は狩猟登録に關する事務を行ない、狩猟免許を受けようとする者に対する講習会を開催し」に改める。
別表第三第一号(八十九の三)を八十九の四とし、八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。
八十九の二 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)の定めるところにより、整備計画の認定に關する事務を行ない、整備計画の樹立及び変更並びに実施に關する助言をし、並びに漁業協同組合に對して合併に對する協議をすべき旨の勧告をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(七十三の二)を次のように改める。
七十三の二 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の定めるところにより、酪農事業施設の設置及び変更の承認等に關する事務を行ない、市町村に對して酪農經營改善計画の作成及び変更に對して助言、勧告その他の援助を行ない、生乳等取引契約に係る紛争に對してあつせん又は調停を行ない、並びに牛乳又は乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。
別表第三第一号(八十五の二)中「森林火災國營保險法」を「森林國營保險法」に改める。
別表第三第一号(八十七)中「又は狩猟登録に關する事務を行ない、狩猟免許を受けようとする者に対する講習会を開催し」に改める。
別表第三第一号(八十九の三)を八十九の四とし、八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。
八十九の二 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)の定めるところにより、整備計画の認定に關する事務を行ない、整備計画の樹立及び変更並びに実施に關する助言をし、並びに漁業協同組合に對して合併に對する協議をすべき旨の勧告をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(七十三の二)を次のように改める。
七十三の二 酪農振興法(昭和二十九年法律第八十二号)の定めるところにより、酪農事業施設の設置及び変更の承認等に關する事務を行ない、市町村に對して酪農經營改善計画の作成及び変更に對して助言、勧告その他の援助を行ない、生乳等取引契約に係る紛争に對してあつせん又は調停を行ない、並びに牛乳又は乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。
別表第三第一号(八十五の二)中「森林火災國營保險法」を「森林國營保險法」に改める。
別表第三第一号(八十七)中「又は狩猟登録に關する事務を行ない、狩猟免許を受けようとする者に対する講習会を開催し」に改める。
別表第三第一号(八十九の三)を八十九の四とし、八十九の二を八十九の三とし、八十九の次に次のように加える。
八十九の二 漁業協同組合整備促進法(昭和三十五年法律第六十一号)の定めるところにより、整備計画の認定に關する事務を行ない、整備計画の樹立及び変更並びに実施に關する助言をし、並びに漁業協同組合に對して合併に對する協議をすべき旨の勧告をする等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(九十中)「これに基づく政令の定めるところにより」の下に、「加入区を指定し、及びその指定を変更し、指定漁船所有者の付保義務の発生の同意の公示等に関する事務を行ない」を加え、「及び漁船保険組合」を「並びに漁船保険組合」に改める。

別表第三第一号(九十二中)「制定等」を「制定等」に改める。
別表第三第一号(九十三の三)の次に次のように加える。

九十三の四 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の定めるところにより、工業用水道施設の設置又は変更に関する測量等のための工業用水道事業者の他人の土地への立入りを許可すること。

九十三の五 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第八十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置又は変更等の届出を受理し、及び汚水等の処理の方法に関する計画の変更等を命じ、工場排水等を指定水域に排出する者に対して汚水等の処理の方法の改善、特定施設の使用の停止その他必要な措置を命じ、並びに特定施設を設置している者から必要な報告を求め、又は職員をして工場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(九十四中)「検定を実施し、及び」を「検定及び基準器の検査を実施し、並びに」に、「計量

器の取締上」を「適正な計量の確保上」に改める。

別表第三第一号(九十五中)「許可に関する事務を行ない」の下に、「製造業者等について、保安教育計画等の認可に関する事務を行ない、及び火薬類取扱保安責任者等の解任を命じ、消費者について保安教育計画を定めるべき者を指定し」を加える。

別表第三第一号(九十七の五)を九十七の七とし、九十七の七の次に次のように加える。

九十七の八 商工会の組織等に関する法律(昭和三十三年法律第八十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工会及び都道府県商工会連合会の設立、定款の変更等の認可に関する事務を行ない、商工会及び都道府県商工会連合会に対して業務の停止等の処分をし、並びに商工会及び都道府県商工会連合会から必要な報告を求め、又は職員をして事務所に入立検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

九十七の九 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、商工組合又は商工組合連合会の設立、定款の変更、合併、調整規程又は総合調整規程の設定又は変更等の認可に関する事務を行ない、中小企業者であつて組合員以外のものに対して商工組合へ加入すべきことを命じ、及び商工組合等から必要な

報告を求め、又は職員をして組合員たる資格を有する者等の工場、事業場等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(九十七の四)を九十七の六とし、九十七の三を九十七の五とし、九十七の二の次に次のように加える。

九十七の三 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)の定めるところにより、水洗炭業者の登録に関する事務を行ない、水洗炭業者に対して事業の改善又は停止を命じ、及び水洗炭業者から必要な報告を求め、又は職員をして事業場に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、水洗炭業の施業に係る損害の賠償について、紛争のあつせん、供託すべき保証金の額の決定、権利の実行の申立ての審査等の事務を行ない、並びに登録の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

九十七の四 電気工事士法(昭和三十三年法律第三十九号)の定めるところにより、電気工事士免状を交付し、電気工事士試験を行ない、及び電気工事士から必要な報告を求める等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百)を次のように改める。
(百) 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号)の定めるところにより、購

買会事業を行なう者に対して、従業員以外の者の利用を禁止し、又は必要な措置を命じ、指定地域内における小売市場の許可に関する事務を行ない、指定地域内にある小売市場を店舗の用に供する小売商が不正な取引方法を用いていると認めるときに公正取引委員会に必要な措置をとるべきことを求め、中小小売商に係る紛争のあつせん、調停又は勧告に関する事務を行ない、及び購買会事業を行なう者等から必要な報告を求め、又は職員をして事務所等に立入検査させる等の事務を行ない、並びに小売市場の許可の取消し等の処分に対する異議の申立てを決定すること。

別表第三第一号(百八の二)を(百八の三)とし、(百八の二)の次に次のように加える。
(百八の二) 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十三年法律第五十号)の定めるところにより、市町村長に代わつて特定公共事業認定申請書又は裁決申請書を公告し、又は従覧させ、及び生活再建等の措置の実施のあつせんの申出が相当であると認めるときは、生活再建計画を作成すること。

別表第三第一号(百九中)「並びに建設業者」を「及び建設業者」に、「講ずること」を「講じ、総合工事業者の登録に関する事務を行ない、並びに建設業者団体に関する届出を受理し、建設業者団体から必要な報告を求め、及び建設業者団体に対して必

要な指導等を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(百十中)「昭和二十四年法律第八十八号」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「行ふこと」を「行ない、並びに測量業者登録簿等の写しの閲覧に関する事務を行なうこと」に改める。

別表第三第一号(百十三の三)を(百十三の四)とし、(百十三の二)を(百十三の三)とし、(百十三の二)の次に次のように加える。

(百十三の二) 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の定めるところにより、地すべり防止工事基本計画を作成し、主務大臣又は都道府県知事以外の者が施行する地すべり防止工事に関する設計及び実施計画を承認し、地すべり防止区域域内における地下水の誘致行為及びばた山崩壊区域域内における立木竹の伐採等の許可に関する事務を行ない、地すべり防止施設の管理者等に対して、改良、補修等を命じ、並びに地すべり防止施設の管理者から必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして地すべり防止施設に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、並びに地すべりにより著しい危険が切迫しているとき居住者に立退きを指示する等地すべり防止工事又はばた山崩壊防止区域又はばた山崩壊防止区域の管理に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号百十五の二中「有
料道路の新設又は改築」を「有料道路
の新設若しくは改築又は首都高速道
路公団の作成する工事実施計画書」
に改め、同号百十五の二の次に次
のように加える。

百十五の三 首都高速道路公団法
の定めるところにより、主務大
臣が定める基本計画に関し協議
すること。

別表第三第一号百十七の次に次の
ように加える。

百十七の二 公共施設の整備に関
連する市街地の改造に関する法
律及びこれに基づく政令の定め
るところにより、市街地改造事
業を施行し、市街地改造事業の
施行の準備又は施行のための他
人の占有する土地の試掘等及び
市街地改造事業の施行の障害と
なるおそれがある土地の形質の
変更等の許可に関する事務を行
ない、土地の原状回復又は違反
建築物等の移転若しくは除却を
命じ、市町村長又は市町村に対
して技術的援助、勧告、助言等
を行ない、又は必要な報告若し
くは資料の提出を求め、並びに
原状回復命令等に対する異議の
申立てを決定すること。

百十七の三 下水道法及びこれに
基づく政令の定めるところによ
り、公共下水道の事業計画の認
可に関する事務を行ない、公共
下水道管理者又は都市下水路管
理者に対して公共下水道又は都
市下水路の改善等を命じ、及び
これらの者から必要な報告を求
める等監督上必要な措置を講ず
ること。

別表第三第一号百二十の二の次に
次のように加える。

百二十の三 住宅地区改良法の定
めるところにより、住宅地区改
良事業の施行の障害となるおそ
れがある土地の形質の変更等の
許可に関する事務を行ない、土
地の原状回復又は違反建築物等
の移転若しくは除却を命じ、住
宅地区改良事業の施行の準備又
は施行のための他人の占有する
土地の試掘等を許可し、及び市
町村に対して必要な報告若しく
は資料の提出を求め、又は必要
な勧告、助言若しくは援助をす
る等の事務を行ない、並びに土
地の原状回復等の命令に対する
異議の申立てを決定すること。

百二十の四 防災建築物造成法
(昭和三十六年法律第百十号)及
びこれに基づく政令の定めると
ころにより、防災建築物造成組
合の組合員たる資格を有する
者に対して防災建築物造成組
合への加入を勧告し、及び防災
建築物造成組合の地区内の土
地又は建物について権利を有す
る当事者間の権利関係の調整に
ついてあつせんを行ない、並び
に防災建築物造成事業の施行
の準備又は施行のための他人の
占有する土地の試掘等及び防災
建築物造成事業の施行の障害
となるおそれがある土地の形質
の変更等の許可に関する事務を
行ない、土地の原状回復又は違
反建築物等の移転若しくは除却

を命じ、市町村に対して技術的
援助、勧告、助言等を行ない、
又は必要な報告若しくは資料の
提出を求め、並びに土地の原状
回復命令等に対する異議の申立
てを決定すること。

別表第三第一号百二十四の二中
「大学」の下に「及び高等専門学校」を
加える。

別表第三第二号(二)中「大学」の下に
「及び高等専門学校」を加える。

別表第三第二号中五の二から
五の四までを削る。

別表第三第二号六の五の次に次の
ように加える。

六の六 公立義務教育諸学校の学
級編制及び教職員定数の標準に
関する法律(昭和三十三年法律
第百十六号)の定めるところに
より、公立の義務教育諸学校の
一学級の児童又は生徒の数の基
準を定め、及び市町村の設置す
る義務教育諸学校の学級編制を
認可すること。

別表第三第二号七中「社会教育法
の定めるところにより」の下に「社
会教育主事、社会教育主事補及び公
民館の職員の研修を行ない」を加
え、「明治二十九年法律第八十九
号」を削り、「及び公民館」を「並び
に法人の設置する公民館の事業又は
行為の停止を命じ、及び市町村の設
置する公民館」に、「行い、並びに市
町村の公民館の運営に要する経費に
ついての国の補助に関する事務を行
うこと」を行なうことに改める。

別表第三第二号十二中「銃砲刀剣
類等所持取締令(昭和二十五年政令

第三百三十四号)を「銃砲刀剣類等
所持取締法(昭和三十三年法律第六
号)に改める。

別表第三第二号十三中「生徒のた
めの教科用図書(給与)に対する国の
補助」を「生徒に係る就学奨励につ
いての国の援助」に改める。

別表第三第二号十三の四を「十三
の五とし、十三の三を十三の四とし、
十三の二を十三の三とし、十三の次
に次のように加える。

十三の二 学校保健法の定めると
ころにより、市町村立の義務教
育諸学校の校長及び教員の結核
に関する定期的健康診断を行な
うこと。

別表第三第四号中「風俗営業取締
法」を「風俗営業等取締法」に改め、
「営業停止」の下に「並びに飲食店営
業を営む者の営業の停止等」を加
える。

別表第三第四号(六)を次のように改
める。

(六) 道路交通法及びこれに基づ
く政令の定めるところにより、自
動車及び原動機付自転車の運転
免許試験及び運転免許に関する
事務等を行なうこと。

別表第三第四号(七)中「銃砲刀剣類
等所持取締令」を「銃砲刀剣類等所持
取締法」に改める。

別表第三第四号(七)の次に次のよう
に加える。

(八) 火薬類取締法の定めるところ
により、火薬類を運搬しようとする
者に対して運搬証明書を交付し、及
び必要な指示をし、災
害の発生の防止又は公共の安全

の維持のため火薬類の運搬を一
時禁止し、又は制限し、並びに
職員をして火薬類の製造所等に
立入検査させる等の事務を行な
うこと。

別表第四第一号(一)中「及び必要
な指導を」を「必要な指導を行ない、
及び医療手当を支給し、並びに被爆者
一般疾病医療機関の指定」に改め
る。

別表第四第一号(二)中「並びに」の
下に「患者に対して従業を禁止し、若
しくは療養所に入所することを命
じ、」を加える。

別表第四第一号中十九の三を
十九の五とし、十九の二を十九の三
とし、十九の三の次に次のように加
える。

十九の四 小売商業調整特別措置
法の定めるところにより、都道
府県知事が行なう小売市場の許
可に関し協議する等の事務を行
なうこと。

別表第四第一号十九の次に次のよ
うに加える。

十九の二 児童福祉法の定めると
ころにより、妊娠婦等に対して
保健指導を受けることを勧奨
し、妊娠の届出をした者に母子
手帳を交付し、及び未熟児に対
して養育医療の給付を行なうこ
と。(保健所を設置する市の市
長に限る。)

別表第四第一号二十の二中「又は
改築」を「若しくは改築又は首都高
速道路公団の作成する工事実施計
画書」に改め、同号二十の二の次に次
のように加える。

別表第四第一号二十の二の次に次
のように加える。

別表第四第一号二十の二の次に次
のように加える。

別表第四第一号二十の二の次に次
のように加える。

別表第四第一号二十の二の次に次
のように加える。

別表第四第一号二十の二の次に次
のように加える。

別表第四第一号二十の二の次に次
のように加える。

別表第四第一号二十の二の次に次
のように加える。

10

